

公開草案からの内容面での大きな変更はなし

四半期特有の会計処理など、期中会計基準でも適用可能に

企業会計基準委員会（ASBJ）は、6月30日まで意見募集を行っていた期中会計基準の公開草案に寄せられたコメントについて検討を開始したが、公開草案からの内容面での変更はなく、取り扱いの明確化などを図った上で決定する。適用は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間からになる方向だ（早期適用の適用はなし）。

2026年4月1日以後開始する連結会計年度等から適用の方向

企業会計基準委員会が4月23日に公表した期中会計基準（案）では、基本的に従来の取扱いを踏襲することとしており、四半期会計基準等で認められていた四半期の簡便的な会計処理や、四半期特有の会計処理についても継続して適用することを認めるとしている。例えば、四半期会計基準等で認められていた一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去についても、引き続き認められることになる。また、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法については、原則として洗替え法を原則とするが、従来から切放し法を採用していた企業においてはその旨の注記を行うことで継続して切放し

法の適用を認める。

企業会計基準委員会は、期中会計基準（案）について、6月30日まで意見募集を行っていたが、寄せられたコメントについては大きな反対はないことから、取り扱いの明確化などを図った上で決定する方向だ。

この場合、適用は、最終化した期中会計基準等を公表した日から最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間からとされているため、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の最初の期中会計期間からということになる（早期適用の適用はなし）。

「期中洗替え法」及び「期中切放し法」に用語を変更

公開草案からは、例えば、会社法上の臨時決算との関係について補足的な説明が必要であるとのコメントを踏まえ、会計基準案BC22項において、「なお、臨時計算書類については、年度の途中において行った決算で把握された一定の金額を分配可能額に加算することを目的とするなど会社法上の目的に従い作成

されるものであるため、本会計基準の適用対象とする期中財務諸表には含まれないと考えられる。」旨を追加する。また、年度決算における会計方針との違いを明確にするため、適用指針案第4項及び第7項の「洗替え法」及び「切放し法」を「期中洗替え法」及び「期中切放し法」に用語を変更する。